

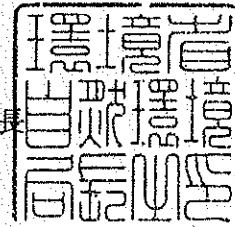


環自総発第1608041号
平成28年8月4日

各都道府県知事
各指定都市の長
各中核市の長

殿

環境省自然環境局長



動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

今般、別添のとおり、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成28年8月4日環境省令第20号。以下「改正規則」という。）が告示され、平成28年9月1日から施行されることとされている。

このことについて、改正の趣旨及び改正の内容は、下記のとおりであるので、御了知の上、貴管下の動物取扱業者等への周知に格段の御配慮をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 改正の趣旨

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第22条の5中「56日」とあるのは、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第79号。以下「改正法」という。）附則第7条第1項に基づき、改正法の施行日（平成25年9月1日）から起算して3年を経過するまでの間、「45日」と読み替えるものとされ、また、同条第2項に基づき、本年9月1日から別に法律で定める日までの間は、「49日」と読み替えるものとされている。

このため、改正規則において、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下「規則」という。）の様式第1別記中の「出生後45日」を「出生後49日」に変更するとともに、法第14条第1項に基づく変更届出を不要とする経過措置を設けることとした。

2. 改正の内容等

(1) 様式第1別記（項目1の実施方法）

規則に定める様式第1別記中、項目1の実施方法について、「出生後45日」を「出生後49日」に改めることとする。

なお、法第22条の5に基づき、犬猫等販売業者（販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行うものに限る。）は、その繁殖を行った犬又は猫であって、出生後49日を経過しないものについては、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならないこととされていることから、販売日より前に販売の用に供するための引渡しを行う場合にあっては、49日を経過するまでの間は、引渡しが禁止されることとなることに留意されたい。

また、平成25年5月10日付け 環自総発第1305101号 当職通知「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行について」第2の7(1)③に記載する下記事項についても、引き続き留意願いたい。

- ・ 「販売の用に供するための引渡し」には、他の販売業者への販売委託のための引渡し、オークション市場への持込み等が含まれる。
- ・ 「展示」には、繁殖業者において、親兄弟等とともに飼養している状況を購入予定者に見せる行為は含まれない。
- ・ 生まれた日は計算せず、生まれた次の日から1日として計算する。

(2) 経過措置

改正規則の施行の際現にある様式第1別記により使用されている書類等は、改正後の様式第1別記によるものとみなす。

したがって、改正規則により、様式第1別記中、項目1の実施方法が「49日」となることによる法第14条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の実施方法（様式第一別記）の変更については、その届出を不要とする。

3. 施行期日

平成28年9月1日

【別紙】 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照表

○ 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）

（令）

改 正 後		改 正 前	
(様式第1別記)		(様式第1別記)	
項 目	実 施 方 法	項 目	実 施 方 法
1 販売に供する動物の生育段階	<input type="checkbox"/> 哺乳類に属する動物について、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物を販売（ただし、犬又は猫については、出生後49日を経過した犬又は猫を販売）	1 販売に供する動物の生育段階	<input type="checkbox"/> 哺乳類に属する動物について、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物を販売（ただし、犬又は猫については、出生後45日を経過した犬又は猫を販売）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> その他（ ）